

忠岡町スポーツセンター管理運営の見直し経緯

現 状

プールは夏期のみであり、施設は 20 年が経過していることから施設の老朽化が著しく、吊天井については耐震補強を早期に実施する必要があることやトレーニングマシンについても故障が多く更新する必要があるなど、今後、今以上（年 2,500 万円を負担）の費用負担の増加が見込まれる。

見 直 し

平成 29 年度にスポーツセンター民間資金等活用事業導入可能性調査を実施

P F I 法による公共施設等運営権制度を活用し、改修工事、維持管理運営経費を利用料金で賄う独立採算での運営が可能であるかを調査



- 初期改修工事を町で実施し、維持管理運営経費のみ利用料金で賄う
- 利用料金は、消費税程度の上乗せ、また町内在住者以外の一時利用及び定期会員の区分撤廃と料金の値上げ

上記の条件であれば参入企業の見込みあり



現在の財政負担（約 2,500 万円）を軽減し、温水プールの再開や開館日、使用時間の増など現行の運営と比べサービスの向上が図られる見込みがあることから平成 31 年 4 月を目途に、指定管理者導入のための公募を実施する



平成 31 年 4 月 1 日からスポーツセンターの管理運営を指定管理者に行わせるため 3 月議会において条例改正を行った

スポーツセンター指定管理者導入スケジュール(案)

	指定管理選定業務	選定委員会	工 事
H30. 4		第1回選定委員会	
H30. 5	募集要項配布 (指定期間20年)		
H30. 6			
H30. 7			
H30. 8			
H30. 9	指定管理者優先交渉権者決定	第2回選定委員会 第3回選定委員会	スポーツセンター臨時休館 10月～翌年3月
H30. 10			改修工事
H30. 11			↓
H30. 12	協定書締結		
H31. 1	↓		
H31. 2		オープン準備期間	
H31. 3			↓
H31. 4	運営再開		